

令和7年度 第1回

公正採用・雇用促進会議

中学校・高等学校・他府県関係専門委員会

と き 令和7年7月7日 10:00～12:00

ところ 大阪府立労働センター 本館11階 セミナールーム

次 第

- 1 開会あいさつ
- 2 委員自己紹介
- 3 議事
 - (1) 前回会議（令和7年3月11日開催）について
 - (2) 令和6年度 就職における採用選考等に係る調査結果及び研究協議
 - ① 中 学 校
 - ② 高 等 学 校
 - ③ 他府県関係（他府県出身生徒）
 - (3) 令和6年度 職業能力開発専門委員会に係る報告
- 4 その他

資 料

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 令和7年度 中・高・他府県関係専門委員会 委員名簿 | P 1 |
| ② 公正採用・雇用促進会議 中・高・他府県関係専門委員会 設置要綱 | P 2 |
| ③ 公正採用・雇用促進会議 連携フロー図 | P 4 |
| ④ 公正採用・雇用促進会議 行政四者会議設置要項 | P 5 |
| ⑤ 公正採用・雇用促進会議 拡大行政四者会議設置要項 | P 6 |
| ⑥ 令和6年度 第2回 中・高・他府県関係専門委員会 会議録 | P 7 |
| ⑦ 就職受験報告書 | P11 |
| ・ 中学校関係資料 | P12 |
| ・ 高等学校関係資料 | P14 |
| ・ 他府県関係資料 | P25 |
| ⑧ 職業能力開発専門委員会 会議録（令和6年度第2回） | P27 |
| ⑨ 職業相談票（乙）及び近畿高等学校統一応募用紙の改定について | P34 |

令和7年度第1回公正採用・雇用促進会議
中学校・高等学校・他府県関係専門委員会
配席表

座 長

一般財団法人
公正採用人権
啓発
推進センター
松下理事

一般財団法人
公正採用人権
啓発
推進センター
藤本事務長

関西大学
石元委員

一般財団法人
公正採用人権啓発
推進センター
藤本委員

大阪同和・人権
問題企業連絡会
丸山委員

大阪企業
人権協議会
半田委員

一般財団法人
大阪府人権協会
上田委員

大阪市人権教育
研究協議会
石倉委員

大阪私立学校
人権教育研究会
(大長委員)
浅井指導員

大阪府立学校
人権教育研究会
(森田委員)
小畑校長

大阪私立高等学校
進路指導研究会
(山崎委員)
廣田副会長兼
事務局長

大阪府高等学校
進路指導研究会
藤原委員

大阪府専修学校
各種学校連合会
藤井委員

大阪府公立
中学校長会
進路第二委員会
杉本委員

府教育庁
教育振興室
高等学校課
川合指導主事

府教育庁
教育振興室
高等学校課
今谷主任指導主事

府教育庁
市町村教育室
小中学校課
胡主任指導主事

職業能力開発
担当
人材育成課
池口総括主査

大阪労働局
職業安定部
職業対策課
大島委員

府人権局
人権擁護課
(川村委員)
尾崎参事

府商工労働部
雇用推進室
労働環境課
芝委員

府教育庁
教育振興室
高等学校課
(林田委員)
田中参事

府教育庁
市町村教育室
小中学校課
(宮本委員)
山本首席指導主事

大阪市教委指導部
初等・中学校教育
担当(瀬脇委員)
本庄次席指導主事

堺市教育委員会
学校教育部
(岩井委員)
建井主任指導主事

大阪労働局
職業安定部
職業対策課
齋藤雇用
指導班長

府商工労働部
雇用推進室
労働環境課
山吹総括主査

府商工労働部
雇用推進室
労働環境課
山脇主事

傍聴席

令和7年度 公正採用・雇用促進会議

中学校・高等学校・他府県関係専門委員会 委員名簿

所属団体	委員氏名
大阪労働局 職業安定部 職業対策課	大島 淳
府民文化部 人権局 人権擁護課	川村 哲也
府教育庁 私学課	島田 治
府商工労働部 雇用推進室 労働環境課	芝 博基
府教育庁 教育振興室 高等学校課	林田 照男
府教育庁 市町村教育室 小中学校課	宮本 洋介
大阪市教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	瀬脇 浩
堺市教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課	岩井 伸司
大阪府公立中学校長会	村田 光直
大阪府公立中学校長会 進路第二委員会	杉本 英雄
大阪私立中学校高等学校連合会	草島 葉子
一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会	藤井 静児
大阪府高等学校進路指導研究会	藤原 清隆
大阪私立高等学校進路指導研究会	山崎 哲嗣
大阪府立学校人権教育研究会	森田 正良
大阪私立学校人権教育研究会	大長 庸祐
大阪府人権教育研究協議会	石田 利伸
大阪市人権教育研究協議会	石倉 雅之
大阪府人権協会	上田 大造
大阪企業人権協議会	半田 好夫
大阪同和・人権問題企業連絡会	丸山 明宏
公正採用人権啓発推進センター	藤本 光俊
関西大学名誉教授	石元 清英

公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・他府県関係専門委員会 設置要綱

1 委員会の目的

中学校・高等学校・他府県出身生徒の就職の機会均等を保障し公正な採用選考を推進することにより、就職における同和問題をはじめとした人権問題の解決を図るとともに安定した雇用を促進するため、以下の事項について研究協議する。

- (1) 差別事象の事実調査と指導に関すること。
- (2) 公正な採用選考の啓発に関すること。
- (3) 就職関係書類等の取扱いに関すること。

2 委員会の構成

- (1) 委員会の構成員は、次の機関から推薦された代表者1名をもって、これにあたる。
ただし、本委員会が取扱う課題に対し見識を有するものとして、別に大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課から推薦されたもの1名をもって、これにあたる。

大阪労働局職業安定部職業対策課
大阪府府民文化部人権局
大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
大阪府教育庁教育振興室高等学校課
大阪府教育庁市町村教育室小中学校課
大阪府教育庁私学課
大阪市教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当
堺市教育委員会事務局学校教育部教育課程課
大阪府公立中学校長会
大阪府公立中学校長会進路第二委員会
大阪私立中学校高等学校連合会
大阪府専修学校各種学校連合会
大阪府高等学校進路指導研究会
大阪私立高等学校進路指導研究会
大阪府立学校人権教育研究会
大阪私立学校人権教育研究会
大阪府人権教育研究協議会
大阪市人権教育研究協議会
一般財団法人 大阪府人権協会
大阪企業人権協議会
大阪同和・人権問題企業連絡会
一般社団法人 公正採用人権啓発推進センター

- (2) 必要な場合には、該当機関に臨時に委員の推薦を依頼することができる。

3 委員会の開催

- (1) 委員会に座長を置く。座長は、構成員の互選による。
- (2) 委員会は年2回開催し、座長が招集する。
- (3) 委員会の日常の業務は、座長が別に指名するものがあたる。

4 その他

委員会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高等学校課において行う。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 2 年 8 月 19 日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

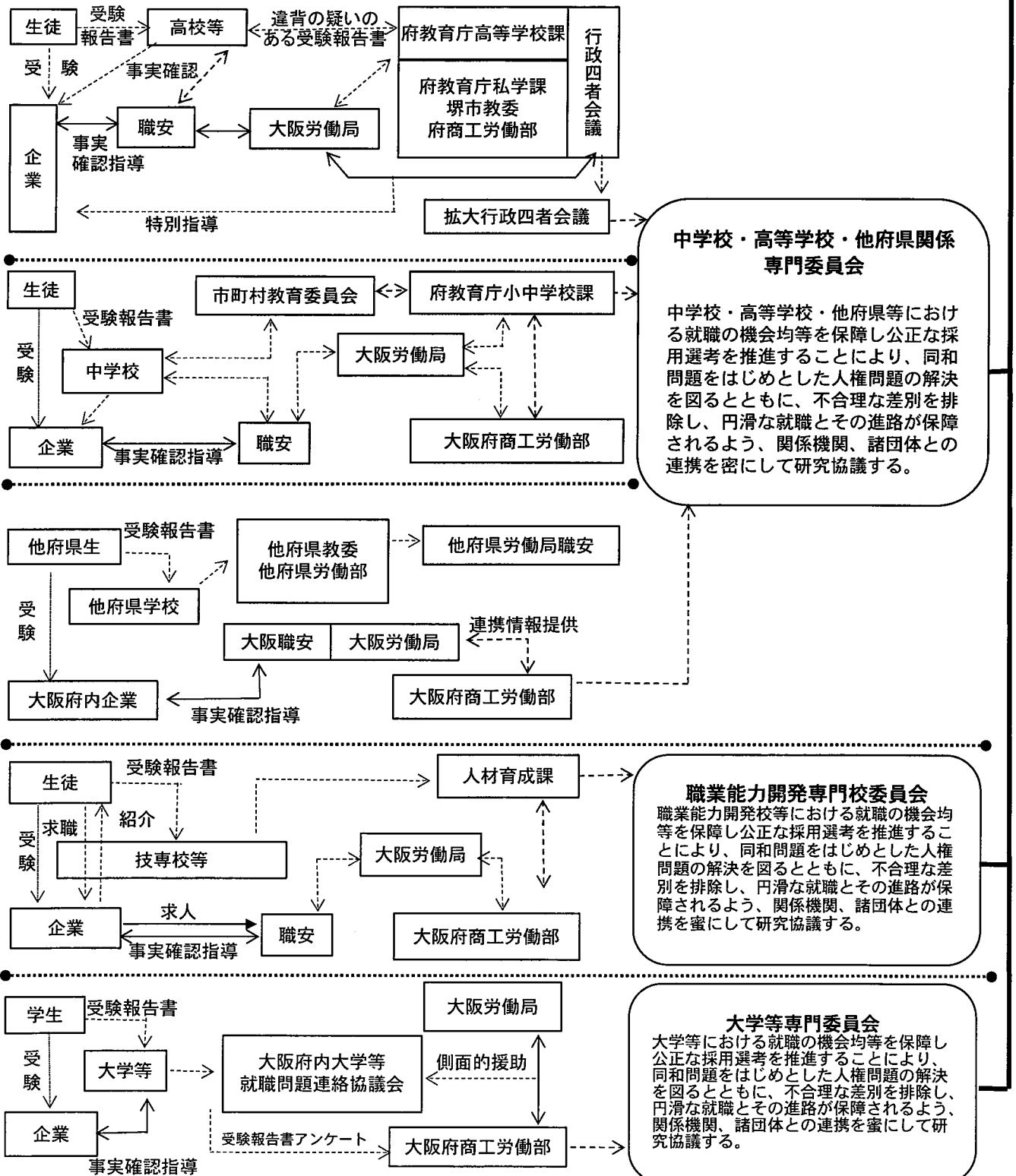
公正採用・雇用促進会議 連携フロー

公正採用・雇用促進会議 ※各専門委員会、研究部会から報告を受ける

本会議は、就職の機会均等を保障し公正な採用選考を推進することにより、就職における同和問題をはじめとした人権問題の解決を図るとともに安定した雇用を促進するため、雇用主その他の関係者に対する啓発等に関する事項について協議する。

研究部会

特定の専門委員会で研究することが馴染まない問題点を整理し、調査研究を行うテーマについて、会議の承認を得て啓発方策等を研究し、会議に報告する。



行政四者会議設置要項

1 目的

公正な採用選考を積極的に推進するため、学校から提起された採用選考時等における問題事象について、「就職受験報告書」等に基づき、精査・点検を行い、違反事業所について集約を行い、「公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・他府県関係専門委員会」へ報告を行う。

2 構成

行政四者会議は、次の機関で構成する。

大阪府教育庁教育振興室高等学校課

堺市教育委員会事務局学校教育部教育課程課

大阪府教育庁私学課

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

3 庶務

行政四者会議の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高等学校課において行う。

4 期間

当該年度の「就職受験報告書」等の精査・点検が終了するまでの間とする。

5 その他

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第31条（国と地方公共団体との連携等）の規定に則り、大阪労働局と相互の連絡・協力を図りながら、公正な採用選考を積極的に推進する。

拡 大 行 政 四 者 会 議 設 置 要 項

1 目 的

行政四者会議における違反事業所の集約の結果について協議を行い、「公正採用・雇用促進会議中学校・高等学校・他府県関係専門委員会」への報告に当たってのまとめをする。

2 構 成

拡大行政四者会議は、行政四者会議の構成員に、次の各機関から推薦された代表者各1名をもって構成する。

大阪府専修学校各種学校連合会

大阪府高等学校進路指導研究会

大阪私立高等学校進路指導研究会

大阪府立学校人権教育研究会

大阪私立学校人権教育研究会

3 庶 務

拡大行政四者会議の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高等学校課において行う。

4 期 間

当該年度の「就職受験報告書」等の精査・点検が終了するまでの間とする。

(1) 前回会議（令和7年3月11日開催）について

令和 6 年度第 2 回 公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・他府県関係専門委員会 会議録

1 日時 令和 7 年 3 月 11 日（火）13:30～15:30

2 場所 大阪府庁 分館 A 棟 3 階 共用会議室（A3-9）

3 概要

（1）開会の挨拶（府教育庁教育振興室高等学校課 北村参事）

（2）委員自己紹介

（3）議事

①前回会議（令和 6 年 7 月 17 日開催について）

事務局（高等学校課 今谷主任指導主事）より、資料 8～10 ページまでの概要を報告

②報告【中学校】

事務局（小中学校課 奥田主任指導主事）より、資料 13 ページの概要を報告

③報告【高等学校】

事務局（高等学校課 今谷主任指導主事）より、資料 15～35 ページまでの概要を報告

④委員からの意見等

【委員】

26 ページ及び 27 ページの右上部に記載がある公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という。）の選任状況が「×」の記載となっているが、その下の推進員の新任・基礎研修受講状況が「○」となっている理由を教えてください。また、33 ページの同じ欄では「－」となっているが、この意味を教えてください。

【委員】

26 ページ及び 27 ページの会議資料では、推進員の選任状況が「×」と記載されているが、すでに選任していただいております、表記については誤植と思われる。また、33 ページの事業所については府外の事業所であり、C-STEP の加入状況や大阪府の新任・基礎研修の受講状況については把握することができないが、推進員については設置していただいていることを確認している。

【委員】

推進員の選任は、必須なのか。大阪府は従業員の数に 25 人以上の事業所が選任の対象であると認識している。31 ページの事業所は、従業員数が 11 人となっている。この事業所については、推進員は選任しなくてもよく、努力義務なのではないか。もし、そうであれば、「×」という表記ではな

く、「一」になるのではないか。また、その場合、職安からの指導内容も変わってくると思われる。推進員について、従業員が 25 人未満の事業所については、「選任を勧奨する」という指導になり、25 人を超えている事業所で選任ができていない事業所については、「選任をしろ」という指導になる。推進員の選任状況を踏まえた指導をおこなうよう、整理してほしい。

【事務局】

推進員の設置要綱では、従業員の数が 25 人以上の事業所に対しては、推進員の選任をお願いしているところである。併せて、公益性の高い事業所については、25 人未満であっても、推進員の設置をお願いしているところである。31 ページについては、理美容関係の事業所であり、従業員の数が 25 人未満ということで、推進員を必ずしも設置していただく必要はないが、公正な採用選考を実施していただくうえで、推進員の選任状況に関わらず、公正な採用選考に努めていただくように指導していかねばならないと考える。

【座長】

従業員数が 25 人未満であれば努力義務という理解でよいのか。

【事務局】

選任いただくことについては、拒むものではない。必ず設置しなければならない、ということではない。

【座長】

資料中の表記については、検討が必要かもしれない。

【委員】

26 ページ及び 27 ページの事象について、受験した 6 名のうち、3 名から報告があったとのことだが、他の 3 名の受験者について、教育庁では把握が難しいとのことであった。そのため、職安から事業所に事実確認を実施する際、他の 3 名の受験者の学校名を確認し、教育庁と連携する必要があると考えるが如何か。

【委員】

教育庁からは、2 校 3 名について違反事象があったと情報提供をいただいております、職安からの指導に活かした。委員が仰るとおり、今後、同様の事案が生じた際には、協議したうえで、全体の情報を得てから、指導に活かしたいと考えている。

【委員】

30 ページの事象における違反質問で、生徒の欠席理由についての質問がおこなわれている。この事象以外にも同様の質問がおこなわれていることから、応募書類に出席状況の欄が必要なのか疑問に思う。欠席の理由には、人間関係等、様々な理由があると思う。出席状況の欄があるかどうかはこ

れまでの経過も含め、調べる必要があるのではないか。また、近畿統一応募用紙については、保護者欄も一人親家庭や児童養護施設に入所する生徒への配慮から削除になった経緯がある。出席状況の欄があることにより、違反質問につながるのではないかと。問題意識があることを伝えたい。

また、推進員の選任状況について、表記に「×」、「－」については、検討いただくとして、NO.3、NO.4を同じ事業所とカウントした場合、10事業所中、7事業所が推進員を選任されている。状況を分析して、選任されている場合は、研修を受けていない場合は、受講していただくなど、事象によって状況は異なる。過去5年、10年をみると選任している事業所が多いと考える。今後に役立ててほしい。

⑤報告【労働環境課】

事務局（労働環境課 山吹総括主事）より、資料39～43ページまでの概要を報告

⑥令和6年度 第1回 公正採用・雇用推進会議 職業能力開発専門委員会

事務局（人材育成課 池口総括主事）より、資料45～52ページまでの概要を報告

（4）情報共有

事務局（高等学校課 今谷主任指導主事）より、資料56～66ページまでの概要を報告

【委員】

63ページの履歴書は性別欄が削除されているが、64ページの調査書と65ページの職業相談票は性別欄が記載されている。その理由は。

【事務局】

履歴書については、生徒が作成する書類であり、調査書については学校が作成する書類である。また、調査書は、指導要録に基づいて記載することとしており、指導要録に、性別を明記する欄があるため、調査書にも記載している。

【事務局】

中学校職業能力【乙】については、すでに性別欄が削除されている。

(2) 令和6年度就職における採用選考等に係る調査結果及び研究協議

中学校

- ・令和6年度中学校卒業者の就職における採用選考等に係る報告及び令和7年度公正採用選考に関する取組み

高等学校

- ・進路(就職)関係年間行事概略表(令和7年度)
- ・啓発指導の方針
- ・年度別 特別指導事業所数(大阪府内での事例)
- ・令和6年度『内定取消し』一覧
- ・令和6年度『求人取消し』一覧
- ・令和6年度『採用選考問題事象』項目別一覧
- ・令和6年度違反事象 項目分類表(第3次分)
- ・令和6年度第3次問題事象(No. 12)

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ
大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 進路支援グループ

①中学校関係資料

令和6年度中学校卒業者の就職における採用選考等に係る報告及び
令和7年度公正採用に関する取組み

1 就職等受験報告書（令和7年3月卒業生）

（1）受験報告書の回収状況

	学校数	対象校数	回収校数
大 阪 市	130校	130校	130校
堺 市	43校	43校	43校
大阪府内	285校	285校	285校
計	458校	458校	458校

（2）記載事例数

	合計	大阪市	堺 市	大阪府内
事例数	1校	0校	0校	1校

2 令和7年度新規中学校卒業者を対象とした公正採用に関する取組み（予定含む）

日 付	内 容
令和7年3月28日	府教育庁作成の「進路指導のための資料第59集」を、市町村教育委員会を通じ全小中学校（政令市除く）へ配付。公正採用、労働法、統一応募用紙に関する内容の資料や教材等を掲載。
令和7年4月18日	大阪府商工労働部雇用推進室作成の啓発リーフレット「公正な採用選考のために」を、各市町村教育委員会及び全中学校へ配付。
令和7年4月25日 ～5月2日	第1回キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡会の実施（オンデマンド配信） （各市町村のキャリア教育・進路指導担当の指導主事対象） 公正採用に関する取組み及び就職等受験報告書等の取組みについての説明と講義。
令和7年5月23日	大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課作成の「働く前に知っておくべき7項目」を、令和7年度新中学3年生全員に配付。
令和7年7月3日	中学校進路指導担当者連絡会の実施 （今年度初めて進路指導主事となった教員対象） 公正採用に関する取組み及び就職等受験報告書等の取組みについての説明と講義。
令和7年11月下旬	公正採用の推進を目的とした就職等受験報告書の作成について、市町村教育委員会を通じ全中学校に依頼。（回収期限は3月31日）
令和7年11月26日	第2回キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡会の実施 （各市町村のキャリア教育・進路指導担当の指導主事対象） 中学校卒業生の公正採用に関する取組み（統一応募用紙、違反質問等）についての説明と講義。 「働く前に知っておくべき7項目」「職業相談票」「採用と人権」等の周知。
令和7年12月	中学校卒業予定者を対象とする採用選考開始期日等について、市町村教育委員会を通じ全中学校に周知。
令和8年4月	就職等受験報告書（全中学校分）のとりまとめ及び検証。

3 中学校卒業者の就職者数（就職のみした者）

年 度	卒業者数	就職者数
令和2年度（令和3年3月卒業）	65,551人	184人（0.28%）
令和3年度（令和4年3月卒業）	67,118人	142人（0.21%）
令和4年度（令和5年3月卒業）	67,171人	147人（0.22%）
令和5年度（令和6年3月卒業）	66,878人	158人（0.24%）
令和6年度（令和7年3月卒業） 【暫定値】	65,677人	169人（0.26%）

②高等学校関係資料

令和7年度 進路(就職)関係年間行事概略表

事項(教育委員会・学校)	月	事項(大阪労働局・商工労働部・教育委員会等)
推薦・選考開始期日等について		推薦・選考開始期日等について(労働局から各事業所へ配付)
○就職(内定)状況調査(3月末):高	4/8(火)	学卒担当者会議(学校訪問の規則等について)
○職場体験・インターンシップ調査:高	4/15(火)	
○職場見学・応募前職場見学調査:府高	4/15(火)	事業所向け求人説明会(web)
○卒業者・中退者進路調査:高	5/16(金)	
○卒業予定者進路希望調査:高	6/20(金)	求人票受理開始 6/1(日)
進路指導主事研修	6/24(火)	6/20(金) 行政四者会議 前年度保留分・総括
求人票・インターネット求人閲覧開始	7/1(火)	6/27(金) 拡大行政四者会議 前年度保留分・総括
応募前職場見学会開始	7/1(火)	求人票返戻開始 7/1(火)
就職用統一応募書類説明会(趣旨徹底等)	7/1(火)	
	8	中高他府県専門委員会
推薦開始(発送主義)	9/5(金)	
就職選考受験開始(複数応募開始)	9/16(火)	就職選考受験開始 9/16(火) 就職受験報告書の内容点検・調査・検討 ⇒学校への問合せ ⇒職安から事業所への事実確認 個別啓発指導・事業所指導方針の決定等
○就職(内定)状況調査(10月末):高		
	10	
	11	合同求人説明会 10/28(火)
	12	
○就職(内定)状況調査(12月末):高	1/15(木)	行政四者会議 前年度保留分・総括
府立学校進路指導研修	1/27(火)	拡大行政四者会議 前年度保留分・総括
就職支援希望カード 通知	下旬	大阪府高等学校就職問題検討会議
	2	中高他府県専門委員会 前年度保留分・総括
採用と人権 配付(予定)	下旬	
	3	

注1)○の項目は様式提出が必要になる調査

注2)それぞれ 高=高等学校 公高=公立高等学校 府高=府立高等学校 を意味する

啓発指導の方針

違反事項による 指導事業所の名称	表示記号	指導の方針
要指導事業所	A	公共職業安定所が注意喚起をおこなう事業所
継続指導事業所	B	公共職業安定所による注意喚起とともに継続して指導・啓発をおこなう事業所
特別指導事業所	C	行政四者等による特別の指導をおこなうとともに公共職業安定所により継続して指導・啓発をおこなう事業所
指導保留事業所	D	事実確認・指導に時間を要し、指導結果の最終確認ができていないため指導方針を保留とした事業所

判断基準

A	拡大行政四者会議にて「A」に該当すると判断された事業所
	過去3年間に指導歴がない事業所
B	拡大行政四者会議にて「B」に該当すると判断された事業所
	過去3年間に指導歴がある事業所
C	拡大行政四者会議にて「C」に該当すると判断された事業所
	過去3年間に複数回指導歴がある事業所

年度別 啓発指導件数

年度	A	B	C	総件数
H30	44	0	0	44
R1	21	0	0	21
R2	29	0	0	29
R3	28	0	0	28
R4	14	0	0	14
R5	13	0	0	13
R6	10	1	0	11

※R6は1・2次分の集計

年度別 特別指導事業所数（大阪府内での事例）

年 度	昭和 46 年	昭和 47 年	昭和 48 年	昭和 49 年	昭和 50 年
事業所数	711	413	134	61	42

年 度	昭和 51 年	昭和 52 年	昭和 53 年	昭和 54 年	昭和 55 年
事業所数	36	17	19	17	12

年 度	昭和 56 年	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	昭和 60 年
事業所数	7	4	9	8	16

年 度	昭和 61 年	昭和 62 年	昭和 63 年	平成元年	平成 2 年
事業所数	14	15	18	17	6

年 度		平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年
事業所数	1 次	6	7	6	5	3
	2 次		4	0	2	3

年 度		平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
事業所数	1 次	1	1	1	1	0
	2 次	0	0	0	1	1

年 度		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
事業所数	1 次	1	0	0	0	0
	2 次	0	1	2	0	0

年 度		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
事業所数	1 次	0	0	0	0	0
	2 次	0	0	0	0	0

年 度		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
事業所数	1 次	0	0	1	0	0
	2 次	0	0	0	0	0

年 度		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
事業所数	1 次	0	0	0	0	0
	2 次	0	0	0	0	0

年 度		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
事業所数	1 次	0	0	0	0
	2 次	0	0	0	0

	問題報告件数	問題報告事業所数	府外	府内	社用紙	戸籍謄本・抄本	色覚検査	健康診断	作文	身元調査	採用選考面接時の違反項目															その他
											思想	生活信条	宗教	支持政党	尊敬する人物	本籍・国籍・出生地	住居とその環境	家族の収入	家族の学歴・職業	家族の関係	保護者について	家庭の環境	生い立ち	男女雇用機会均等法関連	過去の病気・入院経歴	
1次分	11	10		10								1	1		3		3	2			1	1	3	3		
	7	7	2	5										1	1	1	2				1		4			
	1	1		1											1	1										
	19	18	2	16								1	1		5	2	4	4			2	1	7			
合計																										

【参考】大阪府におけるR7.3末就職希望者数及び就職内定者数(R7.3月末時点) 就職希望者数：5,195人 内定者数：5,010人 就職内定率96.4% (前年度比0.1ポイント増)

R05合計	24	24	6	18								1	1				2	4		1	5	3	1	2		4	10	
R04合計	33	32	7	25												3	2	2		2			5			2	18	
R03合計	44	42	10	32								3	1			3	1	5	2	4	6	2	5			8	16	
R02合計	47	41	11	30	1											7	7	7	14	4	3				3	10	26	
R01合計	40	33	11	22	2							3				2	3			1	10	2			1	5	3	18
H30合計	62	44	14	30			1					5	1			13	1	1	16	13	7	4	1	2	8	4	16	
H29合計	76	49	13	36					1		2					9	2	3	2	11	25	11	3	1	1	12	5	28
H28合計	52	46	16	30	4	1					1					5	2	4		12	25	7	5	1	4	9	7	7
H27合計	55	55	22	33	4	1					1			1		11	3	6	1	13	29	13	1		1	11	11	3
H26合計	53	51	18	33	6						1					4	3	3	2	15	23	7	2		1	13	5	
H25合計	66	63	13	50	2				2		1		1	1	1	12	3	4	1	11	29	9	2		3	4	2	1
H24合計	83	66	13	53	1						5					12	8	6	1	19	36	6			3	15	1	
H23合計	73	66	8	58	3									1		10	3	6		12	27	22	1	1	4	6	8	4
H22合計	99	90	24	66	2				1		2					21	4	10		21	31	11		7	12	9	4	4

令和6年度 第3次 問題事象 資料

公正採用・雇用促進会議資料

令和6年度 違反事象 項目分類表 (第3次分)

思想	
生活信条	
宗教	
支持政党	
尊敬する人物	
本籍・国籍・出生地	
住居とその環境	
家族の収入	
家族の学歴・職業	No.12
家族の関係	No.12
保護者について	
家庭の環境	
生き立ち	
男女雇用機会均等法関連	
過去の病気・入院経歴	
その他	

公正採用・雇用促進会議資料

No.12	府/市/私	府	所在地区分	府内	指導方針	A	
事業所の概要等	事業所名				指導歴（過去3年）	なし	
	所在地				管轄職業安定所	—	
	就業場所				企業人権協加入状況 （加入基準なし）	×	
	事業内容	人間ドック、協会けんぽ検診、生活習慣病検診、定期健康診断、出張検診等の各種健康診断業務、一般外来、二次検診			C-STEP 加入状況 （加入基準なし）	×	
	従業員数	企業全体	240 人	就業場所	90 人	公正採用選考 人権啓発推進員 選任状況	○
	求人職種	一般事務・受付業務			推進員 新任・基礎研修 受講状況	×	
	求人数	9 人					
学校からの報告・確認	学校からの報告	面接官3名のうち、質問者は1名のみであり、違反質問が繰り返された。自己紹介、高校生活で頑張ったこと、希望の職種について聞かれたあと、次のようなやり取りをおこなった。 ①「家族構成は？」→「母、兄、姉です」②「お母さんの職業は？」→「自営業です」③「何の自営業？どこら辺でお店してるの？」→「わかりません」④「兄、姉の職業は？」→「兄は会社員、姉は働いていない」 生徒はこのような質問には答えてはいけなかったが、答えないといけない雰囲気を感じたため、③だけは「わかりません」と回答した。					
	事業所への確認	事業所の担当者に事実確認をしたところ、違反質問をおこなったことについて全面的に認め謝罪があった。さらに、面接官3名の事前打合せが不十分であったこと、質問者以外の面接官が質問を遮ることができなかったことについても謝罪があった。今後、再発防止に努めること、本件については採用選考の材料としないことを約束された。					
職安からの指導状況・事業所の対応	事実確認	質問者が面接時に「家族構成」「家族の職業」について質問をしたことを認めた。また、採用選考の基準としないことを確認した。					
	指導状況	家族に関することを質問するということは、本人の適性・能力がその職務を遂行できるかどうかには関係のないことであり、このような質問の答えを採用選考の基準にすることは公正な採用選考の考えに反することを説明。質問事項等に関する面接マニュアルの作成を検討すること、推進員研修を受講するよう勧奨した。					
	事業所の対応	今後はこのような質問は絶対にしないようにし、公正な採用選考の考えを理解した上で、事業所内で公正な採用選考についての考えを共有し、本人の適性・能力に基づく採用選考をおこなっていく。					
生徒の状況等	内定が出れば就職する気でいたが、不採用となり、気持ちを切り替え就職活動に励んだ。別業種の事業所から内定を得て、4月から勤務している。				合 否	否	
他校での事象							
備考	「家族の学歴・職業」「家族の関係」						

③他府県関係 資料

他府県生徒からの問題事象報告件数

令和7年3月卒業生【下期】0件

令和7年7月7日現在

問題報告事業所数		0	4	4
面接時以外の問題事象		A	面接時の問題事象	
面接時以外の問題事象		A	B	C
① 身元調査	面接以外の問題事象（計①～⑤）	⑦ 面接－左記以外の問題ある質問等	⑥ 男女雇用機会均等に反すること	その他
② 戸籍謄（抄）本等（住民票等）の提出	⑤ その他（不適切な健康診断・作文等）	⑥ 男女雇用機会均等に反すること	⑤ 思想等に関すること（小計）	
③ 会社独自の履歴書・エントリーシート等（計）	④ 男女雇用機会均等に反すること	⑤ 思想等に関すること（小計）	④ 家族状況に関すること（小計）	
	● その他	● その他	③ 生活・家庭環境等に関すること	
	● 思想・信条、宗教に関すること	● 家族の収入・資産に関すること	② 住宅状況に関すること	
	● 家族状況に関すること	● 家族の職業・学歴に関すること	① 本籍・出身地に関すること	
	● 本籍・出身地に関すること	● 家族の構成に関すること		

R6合計	1									0														1	1	0	1
R5合計	11								1	1	1	1	2						2	1				5	10	0	6
R4合計	15									0		1	1	6	3	2			1	2		1		5	15	0	9
R3合計	10									0		1	1	3	2	1				1				4	10	0	6

(3) 令和6年度 職業能力開発専門委員会に係る報告

令和6年度 第2回 公正採用・雇用促進会議 職業能力開発専門委員会 会議録

1 日 時 令和7年3月12日(水) 13:30~15:00

2 場 所 夕陽丘高等職業技術専門校 6階 視聴覚室

3 出席者 (一財)大阪府人権協会 業務執行理事 柴原 浩嗣
大阪府人権教育研究協議会 会長 上田 誠一
大阪府立学校人権教育研究会 理事 小畑 敦彦
(一社)おおさか人材雇用開発人権センター 常務理事 中谷 佳穂
大阪企業人権協議会 事務長 半田 好夫
(一社)公正採用人権啓発推進センター 常務理事 藤本 光俊
大阪府職業技術専門校長会 会長 谷奥 洋紀
大阪労働局職業安定部職業対策課 課長補佐 大島 淳
大阪府 府民文化部人権局人権擁護課 参事 山野 忠
大阪府 商工労働部雇用推進室人材育成課 参事 蒲生 郷幸

4 概 要

(1) 開会あいさつ

人材育成課 蒲生参事

(2) 委員自己紹介

(3) 座長の確認・あいさつ

(一社)おおさか人材雇用開発人権センター 常務理事 中谷氏よりあいさつ

職業能力開発専門委員会の発足は今年で5年目となる。専門委員会のメンバーも変わり、府の担当者や現場の職員も人事異動などで変わってきている。各学校でも研修を実施し、公正な採用選考の取り組みが定着しているが、公正採用の取組みは求人企業に厳しいことを言う場面もあり、ともすれば「就職してもらうことが第一」として、生徒や企業への啓発が後回しにされてしまう恐れもある。この専門委員会は、過去に「生徒が差別だと思わなかったから問題がない」などとして、問題事象への対応が行われなかったことへの反省に立って設立されたもの。公正な採用選考は生徒の人権を守るためだけではなく、求人企業が、仕事に対する適性と能力を持った求職者を余計な先入観を持たずに採用するために必要なものであって、企業にとっても重要なもの。5年の節目にあたり、改めてそのことを認識し、この委員会としても取り組みを進めていくことを確認したい。

米国では1月に就任したトランプ大統領により、人権を取り巻く状況は大きく変わろうとしている。就任初日に多様性、公平性、包摂性、いわゆるD E Iの取り組みを終了する大統領令に署名し、これより、米国政府のすべての機関でD E Iが停止したほか、民間企業に対してもD E Iの取り組みをやめるよう求めている。これまで「ビジネスと人権」はグローバルスタンダードとして取り組みが進められてきたが、その先進国であったはずの米国から逆流する動きが見られる。

このことが、日本企業が進める人権の取り組みに直ちに影響することはないと思うが、これまで啓発に取り組んできた様々な取り組みが後退することがないように、注目していきたい。

前回の委員会で紹介したが、民放の番組で東京都が行う公正採用選考の取り組みを揶揄するような内容が放送された。これに対し、東京都や人権団体などから放送内容を批判する意見が出された。その結果、11月10日に検証番組が放送され、公正採用の基本や就職差別撤廃月間の意義、部落地名総鑑事件をはじめとする差別事件なども取り上げながら解説がされた。テレビ局としても放送内容の問題点を受け止め、二度とこうしたことが起こらないよう報告された。

(4) 議 事

① 【議事1】 前回会議（令和6年9月18日開催）について

事務局（人材育成課 池口総括主査）より、資料の1～9ページまでの概要及び11～16ページまでの「障がい者の採用選考時における障害者手帳の取扱いに関する啓発文書について」を報告

② 【議事2・3】 問題事象把握の取組み等について、問題事象（個票）について

事務局（夕陽丘校 明賀室長）より、資料の別冊及び17～38ページまでの概要を報告

③ 委員からの意見等

【座長】

26ページ、1-06の事象について「アンケートではなく面接申告書を記入してもらっている」とのことだが「面接申告書」とは、どのような項目なのか分かるようであれば教えてもらいたい。

【事務局】

この案件は「面接申告書」とされる用紙を入手できておらず、内容は把握できていない。

【委員】

22ページ、1-03の事象は、昨年度からの繰り返しで指導対象となっている。昨年度に改善の啓発・指導を受け、これまでマニュアル整備や面接前の打ち合わせなどを行ってきたとのこと。しかし、今回もまた「何人兄弟ですか？」と家族の構成を聞いてしまっている。事業所の対応として「マニュアルの再点検」や「公正採用の考え方を徹底していく」ということだが、昨年度から公正な採用選考の取り組みを進めているなかで、このような事象が起こったことについて、もう少し事業所で何か考えていることはあるか。例えば「具体的な事例までは抑えていなかった」「前回に指摘された項目は、きっちりと確認をしたのだけれども…」など、そういった状況は無かったか。「公正採用の考え方を確認すること」と「具体的な問題事例を確認すること」という両方が大切になってくると思う。今回の啓発・指導のなかで、事業所から「もう少し、こういうところを取り組んでいきたい」とか、そういうことが出されているようであれば教えてほしい。今後、他の事業所への指導や働きかけでも参考になるのではないかな。

30ページ、1-10の事象だが、先ほどの22ページ、1-03の事象と同様に、障がい者対象の採用選考で「支援を得られるかどうか」を目的に質問されている。「支援機関の存在」や「支援体制がどれくらいあるか」ということは採用の条件になるのか。そもそも採用の条件として良いのか、採用の条件とすることに合理性があるのかなど疑問に思っている。「家族の支援体制が無い」「支

支援機関の人にすぐに連絡がつかない」となると、求人企業が「この人は適性や能力がない」などと判断ができるのか。一方、障害者雇用を続けていくうえで支援体制が大事になることは分かることから、採用時にそのやり取りをすることは非常に重要だと思う。このことをどう考えたら良いのか整理が出来ないでいる。支援体制の有無が、求職者の適性と能力の項目となるのかどうか疑問がある。

【委員】

支援体制の有無が、採否の判断や求職者の適性に直結するかは、この場では答えにくいところ。

障がい者雇用を進めている事業所で、求職者がこれまで生活支援を受けていて「入社してもらえ」となったときに、公私で仕事を支援できるかどうかなどを把握したいのではないかな。ただ、ここは想像の域を出ないことから、いったん持ち帰って担当にも意見を聞いて回答したい。

報告された個票を見ると、事業所から「支援体制の有無を確認するため」という回答があるということは、事業所として「聞かないといけない」という思いがあるようにも思われる。今後「このような質問が適正ではない」となれば、そのことも周知していく必要があるように思う。

【座長】

難しい課題だと思う。面接時に「どなたと住んでいますか」「誰がご家族ですか」などの家族構成を聞くことは明らかに違反質問となるが「あなたを支援してくれる人は誰ですか」という質問との違いが分かりにくい。

実際に支援してくれる人は父親や母親だったりするので、求職者からすると取り方によっては家族構成を聞かれていることと一緒に聞こえるのかもしれない。

【委員】

「支援してくれる人は誰ですか」という質問から、話の流れで家族構成に踏み込んでいってしまうおそれがあるのかとも思う。

【座長】

「就ボツ（障害者就業・生活支援センター）が支援についていますか」ということはよく聞くように思う。精神障がいのある方は就ボツに支援を受けていれば採用する企業も安心できるし、採用後のフォローをしてもらえとも思えるのではないかな。企業としては誰が支援者として居るのか居ないのかも知りたいところではある。そして、それらはそのどういう切り口で、どういう意図で聞くかが一つのポイントなのかと思う。単純に家族構成聞くのは明らかに問題があると思うが「聞く側の意図がどうなのか」ということだと思う。

【委員】

支援があるかどうかを障害のある方が働く上での適性にしているものかどうかは、企業の安心感という意味では考えられないことはないが、誰にも支援してもらってない求職者だった場合に「あなたは働けない」ということとイコールではないと思うので、少し確認のための時間をいただきたい。

【座長】

最終ページに記載のある「健康に関する通知書」だが、企業の人事担当者などは「内定前に健康診断をすることは問題がある」という情報を当然に持っており、そういった事象は少ない。しかし、今後は健康診断の実施などに代えて、こういう文書での確認が「問題ない」と思われて広がっていくという危険もある。「採用前の健康診断はアウト」「アンケートではどこまで許されるのか」ということが、今後の課題となっていく可能性がある。今回報告された「健康に関する通知書」の内容も、見方によっては求職者のメンタル面での耐性などを聞くような質問とも受け取れる内容がある。AIによる採用面接も広がっており、企業によっては「こういう方はすぐ離職しますよ」「この方はすぐに社内トラブルを起こしますよ」というように、どういう特性のある方が離職しやすいかなどを一次面接で分類する手法が広がっているとのこと。これらが公正な採用選考に反するおそれがあるということであれば、早いうちに対応していく必要があるように思う。この事象に関しては啓発・指導の手法も含めて、今後の検討していくテーマとなるのではないか。採用選考時に求職者のこうした情報を事前に書かせて提出させるということは、一律で問題事象となるわけではないだろうが、どう線引きが可能なのか。

【委員】

求職者に書かせる項目が、就職差別につながるおそれのある14事項に該当するような場合かどうかではないか。

【座長】

こういった文書をよく入手できたと思う。我々が知らないだけで、採用選考では普通にやられていることなのか。たまたま、この企業がこういうアンケートをしているだけだったのか。

【事務局】

今回の「健康に関する通知書」は、企業側が生徒にメールで送ってきたことから入手することが出来た。しかし、多くのケースではアンケートは選考試験会場で配られ、その場で回収されるものがほとんどであり、入手できないケースが多い。この「健康に関する通知書」では、健康状況を把握するというよりも、精神的な問題や考え方などを把握しようとしているようにも見える。同じようなものとして「適性検査」についても生徒に報告をしてもらっているが、適性検査すべてが悪いわけではなく、生徒が見て明らかに違和感を覚えるような内容や公正な採用選考に反するおそれのある14事項に該当するような内容が含まれていれば、生徒にヒアリングを行い、その内容について企業にヒアリングもしている。しかし、今回のように「健康に関する通知書」という標題ではなく、適性検査のような形式で実施された場合は、生徒がおかしいと気が付かなければ問題のある内容かどうかの把握できない可能性もある。現状は入手できたものを会議で共有し、傾向などがつかめるかどうかと思っている。

【座長】

確かに巧妙になってきているし、どういう意図で聞いているのか分からないものもある。広がらないことを危惧している。

35ページ、3-06の事象だが「反社会勢力でないこと」を聞いている。企業としては反社会的勢力の構成員を採用することは非常にリスクが大きく、採用時などには誓約書で「反社会的勢力の関係者などではありません」と書いてもらい、もし、採用までに反社会的勢力の関係者であることなどが分かった場合は不採用理由となったりもすると思う。「反社会的勢力の関係者などではないこと」や「犯罪履歴がないこと」という質問について、ひとまとめに「それを質問したらだめだ」とは言いにくいと思っている。

反社会的勢力の構成員であると、生活上にも様々な制約があり、給与の支払いでも通帳が作れないなど、管理が難しいこともある。特に上場企業などでは、関係を持つことが課題となることもあり、確認をしたい事項だと思う。この辺りはどこまで聞いて良いものなのか答えはあるだろうか。個人的には「聞いてはいけない項目ではない」とは思うが、たとえ本人に聞いても「私は反社会的勢力の関係者です」と答える人はいないだろうから、採用選考での質問は難しいように思う。また、企業が公共事業に参加する中で、省庁に役員名簿を出すことがある。その際に省庁からは「役員名簿に記載の方が反社会的勢力とかかわりが無いかどうか審査をするが、そのことについて同意するか」という誓約書を求められることもある。行政と仕事をしようと思うと、そういった審査も受けなければならない。

「現役で反社会的勢力の構成員であるかどうか」ということは採否に影響する要素だと思うが「過去に犯罪歴がある」ということとは意味合いが違っていると認識している。刑の執行を受けて、その後、社会に戻って来られる方について「過去に犯罪歴がある」という理由をもって一律的に不採用とすることは問題があると思う。

【事務局】

求職者が「反社会的勢力の構成員であるかどうか」ということは、企業にとっても関心があることだと思う。また、企業も反社会的勢力との関わりを断つことを宣言していると思う。

「反社会的勢力であるかどうか」という質問は「現役で反社会的勢力の構成員であるかどうか」ということを聞いているのだと思うが、その点は採用選考で判断されうることだと思うし、内定後に判明した場合には内定取り消しにも繋がるような問題であることから、その確認が公正な採用選考に反することでは無いと認識している。

犯罪歴に関しては警備業や地方公務員法や国家公務員法などのように「欠格事項」として定められている場合など、よほどの事情が無い限りは採用選考の判断材料とすることは慎重に対応する性質のものだと思う。

【委員】

資料の13ページに、これまでの議論を踏まえ「障がい者の採用選考時における障害者手帳の取り扱いについて」とする文書をまとめてもらい、今後、該当する事業所に啓発するということが整理してもらった。このように考え方を整理して伝えていくということは、考え方を浸透させていくうえでも重要なことだと思う。ただ、文書の中で少し紛らわしいと思う点について確認したい。13ページの太線枠内に「※業務遂行上の配慮のため、障がいの状況や配慮事項等を確認する必要がある場合は～」との記載があるが、16ページでは「合理的配慮の提供は『求職者から申し出る』こととされている」との記載があり、少し紛らわしいと思った。企業が求職者に対し「業務遂行上、配慮が必要ですか」という質問は、オープンクエスチョンで、本人から申告してもら

うということは良く分かるが、業務遂行上の配慮のために「その目的を示して」「こんなことがありますから」「本人の同意を得たうえで」となると、もう業務遂行上の配慮と言うよりも「業務上こういふことが必要なので、それはできますか」という風に具体的な質問になるのではないかなと思った。今回の文書で記載のあるような「※業務遂行上の配慮のため、障がいの状況や配慮事項等を確認する必要がある場合は～」ということのイメージできなかったのだが、具体的にどのようなことがあるのか教えてほしい。

【事務局】

文書での表現をどう整理すると分かりやすいのか検討したい。

委員が示されたような疑問点が出て来てはいけないので関係者に確認のうえで対応する。

⑦ 令和6年度 第1回 公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・他府県関係専門委員会の概要について。

事務局（高等学校課 馬場指導主事）から別添資料に基づき報告

以上

4 その他



6 文科初第 2 1 6 7 号
職 発 0 2 0 7 第 4 号
開 発 0 2 0 7 第 2 号
令 和 7 年 2 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

山 田 雅 彦
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

堀 井 奈 津 子
(公 印 省 略)

令和 8 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力いただいているところであります。令和 8 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の配慮

がなされるようお願いします。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）等に基づく事前通知制度や事業所名公表制度、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）の一層の周知、学校と公共職業安定所（以下「安定所」という。）の十分な連携等により、採用内定取消し事案を的確に把握するため、特段の御協力をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添 1 から別添 3 までのとおり協力方依頼をしましたので、御了知願います。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考の開始期日については、令和 8 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和 7 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和 7 年 9 月 5 日（沖縄県については、令和 7 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。

- (3) 新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和 7 年 9 月 16 日以降とすること。

- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の

規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

（２） 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア） 安定所における求人申込みの受理は、令和 7 年 6 月 1 日から開始するものとする。

（イ） 安定所の他安定所への求人連絡は、令和 7 年 7 月 1 日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア） 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和 7 年 6 月 1 日から開始するものとする。

（イ） 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和 7 年 7 月 1 日から開始するものとする。

（ウ） 学校における求人申込みの受理は、令和 7 年 7 月 1 日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和 7 年 7 月 1 日から行うものとする。

（３） 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

（１） 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条第 1 項の規定により令和 8 年 4 月 1 日以降とすること。

（2）新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 応募書類の取扱い

新規中学校・高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票（乙）」又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図っているところであるが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を別紙のとおり改定し、令和 8 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業者から適用することとしたので、その周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないように、事業所への周知・指導を行うこと。

5 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

6 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成 14 年度から開催している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催し、運営すること。

（1）検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理、紹介及び選考の開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法の在り方についての関係者の申合せ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

- エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討
- オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討及び協議
- カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 上記(1)の検討、協議等に当たっては、令和2年2月10日に取りまとめられた「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」等を踏まえ、各地域や学校の特性等に応じた学校による就職あっせんの在り方や、民間職業紹介事業者による就職あっせんの在り方について検討、協議等を行うこと。また、見直しを行う場合には、生徒の主体性を尊重しつつ、生徒がしっかりと学業に専念できる環境を整えることを念頭に行うとともに、当該見直しに係る生徒、学校、企業等への影響にも配慮し、経過措置を設けるなど丁寧な対応を行うよう留意すること。

なお、民間職業紹介事業者が参入する場合には、当該事業者に対し、学校との連携や、推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用について徹底すること。

(3) 検討会議で協議された申合せ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は、当該議事録の作成、保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

7 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導

(1) 都道府県教育委員会及び私立学校主管部局は、都道府県雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局及び安定所との連携を密にし、上記6により確認又は申合せをした内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、推薦、選考等の開始期日等を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申合せをした期日より早期に推薦又は選考を行おうとするなど、

秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

8 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないように、生徒や学校の個々の事情への配慮等について事業所へ協力を求めること。

なお、学校における就職支援や企業における採用選考活動等が円滑に進められるよう、安定所においては、企業の採用担当者と学校の進路指導担当教諭の情報交換会、合同企業説明会・面接会等を開催するなど、学校や企業に対する必要な協力を行うものであること。

9 新規高等学校卒業予定者の就職プロセスにおける校内選考について

企業への応募に際し、各学校の判断で、生徒の就職応募前に学校内で行う選考（校内選考）が実施されている場合があるが、求人企業が学校を指定せずに行う求人について必ずしも校内選考を行う必要はないことに留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和7年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に推薦、選考等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、令和7年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長宛て報告すること。

全国高等学校統一用紙主な変更点（履歴書）

別紙

○新たな統一応募用紙（履歴書）

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置

(30×40mm)

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	
現住所	〒
ふりがな	
連絡先※	〒

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
職 歴 ※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

記載内容の変更

罫線追記

(応募書類 その1)

資 格 等	取得年月	資格等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の諸活動※	追記	
志望の動機・ アピールポイント等※	追記	
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和〇年度改定)

○従来の統一応募用紙（履歴書）

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置

(30×40mm)

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	
現住所	〒
ふりがな	
連絡先	〒

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	高等学校入学
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

記載内容の変更

(応募書類 その1)

資 格 等	取得年月	資格等の名称
	削除	
趣味・特技	校内外の諸活動	
志望の動機		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

別紙

(応募書類 その2)

調 査 書

[illegible]

本人のデビッド・ポイン ・強調事項等	追記															
特別活動の記録	欄の追加															
出席状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">欠席口数</td> <td style="width: 10%;">1年</td> <td style="width: 10%;">2年</td> <td style="width: 10%;">3年</td> <td style="width: 10%;">4年</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				欠席口数	1年	2年	3年	4年						特記事項	
欠席口数	1年	2年	3年	4年												
記 載 者																
上記の記載事項に誤りのないことを証明します。 令和 年 月 日 (所在地) 〒 (学校名) (電話番号) (校長名)																

○従来の統一応募用紙（調査書）

調 查 書

[illegible]

(応募書欄 その2)

出 席 状 況	欠 席 日 数	1年	2年	3年	4年
	欠 席 の 主 な 理 由				

特別活動の記録

削除

身 体 状 況

検査日・平成 令和 年 月

身長	cm	視	右 ()	聴	右	備	
体重	kg	力	左 ()	力	左	考	

(視力欄にA～Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を表す)

本人の
住所

推薦事由等

変更

記 載 者

削除

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

 令和 年 月 日
 (所在地) 〒
 (学校名)
 (電話番号)
 (校長名)

印

上 記 の 記 載 事 項 に 誤 り の な い こ と を 証 明 し ま す 。

削除

上 記 の 記 載 事 項 に 誤 り の な い こ と を 証 明 し ま す 。

印

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

全国高等学校統一用紙の記入上の注意事項 変更点对比表

別紙

	新たな注意事項	従来の注意事項
履 歴 書	1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 2 「在籍校」欄は、卒業見込み、あるいは卒業した高等学校名を記入すること。 高等学校卒業見込み・高等学校卒業の別の該当事項を○で囲むこと。 3 「職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 4 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 5 「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。 6 「備考」欄には、「資格等」、「校内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。	1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 2 「学歴・職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 3 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外での活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 4 「備考」欄には、「資格等」、「趣味・特技」、「校内外での諸活動」、「志望の動機」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。
調 査 書	1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学(編入学及び転入学の場合はその学年を記入)の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1) 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 (2) 「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、高等学校卒業程度認定試験などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「高等学校卒業程度認定試験等」と記入すること。 (3) 「総合的な探究(学習)」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。なお、「総合的な探究(学習)の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究(学習)の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 (4) 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 (5) 留学の下に空欄には、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。また、同規則第86条の2の規定に基づき特別的教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入すること。 4 「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。 5 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 6 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 7 「特記事項」欄は、以下について該当がある場合に記入すること。 (1) 休学の期間がある場合 (2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合 (3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況(視力及び聴力など)及び配慮事項の記載が求められる場合 8 押印は不要とする。	1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学(編入学及び転入学の場合はその学年を記入)の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、大学入学資格検定合格科目などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「大検等」と記入すること。 「総合的な学習」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 4 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 5 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 6 「身体状況」欄は、次のように記入すること。 (1) 「身長」、「体重」、「聴力」及び「視力」欄には、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。 (2) 「視力」欄は、眼鏡等を使用していない者については、裸眼視力を()の左側に記入し、また、眼鏡等を使用している者については、矯正視力を()内に記入し、裸眼視力は横線を引くこと。なお、視力1.0以上を「A」、1.0未満0.7以上を「B」、0.7未満0.3以上を「C」、0.3未満を「D」として記入して差し支えないこと。 (3) 「備考」欄は、高等学校等用生徒健康診断票の記載事項で、特に、必要と認められる事項があれば記入すること。 7 「本人の長所・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。

1 受付番号

応募書類
(中) 職業相談票 [乙]

2 (学校名)

中学校
ふりがな 4 名前

3 (安定所名)

公共職業安定所
ふりがな 5 生年月日生 (満 歳)
住所
ふりがな 6 所見
教科等
教科名から修正
個人内評価による本人の長所
(郵便番号)

6 現住所

ふりがな 4 名前
ふりがな 6 所見
教科等
教科名から修正
個人内評価による本人の長所
(郵便番号)

7 学業成績

削除項目
・7 身体状況
・10 特技・趣味・運動等
必修科目の科目と特別活動・総合的な学習の時間、特別の教科道徳の最大12を記載できるよう行を追加

8 本人の長所・推薦事由等

本人の長所
本人のアピールポイントに修正
推薦事由等
11 特記事項
参考事項から修正

9 年 月 日

(所在地)

(郵便番号)

(電話番号)

中学校長

1 受付番号

応募書類
(中) 職業相談票 [乙]

2 (学校名)

中学校
ふりがな 4 名前

3 (安定所名)

公共職業安定所
ふりがな 5 生年月日生 (満 歳)
住所
ふりがな 6 所見
教科等
教科名から修正
個人内評価による本人の長所
(郵便番号)

6 現住所

ふりがな 4 名前
ふりがな 6 所見
教科等
教科名から修正
個人内評価による本人の長所
(郵便番号)

7 学業成績

8 学業成績
9 本人の長所・推薦事由等

11 参考事項

11 参考事項

9 年 月 日

(所在地)

(郵便番号)

(電話番号)

中学校長

【新】

履 歴 書

令和 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな		
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
ふりがな		
現住所	〒	
ふりがな		
連絡先	〒	

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

在籍校	令和 年 月	【新規】在籍校欄の新設	卒業見込
			卒業

職 歴	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	

【変更】学歴・職歴→職歴のみ

資 格 等	取得年月	資 格 等 の 名 称	
校内外の諸活動	【削除】趣味・特技欄		
志 希 ア 望 望 の の 動 職 機 種 ポ 機 種 イ ン ト	【追加】アピールポイント		
備 考			

(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)

【変更前】令和5年度改定

【旧】

履 歴 書

令和 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな		
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
ふりがな		
現住所	〒	
ふりがな		
連絡先	〒	

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	年 月	入学
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

資 格 等	取得年月	資 格 等 の 名 称	
趣 味 ・ 特 技		校 内 外 の 諸 活 動	
志 希 望 望 の の 動 職 機 種			
備 考			

(近畿高等学校統一用紙 その2 令和5年度改定)

(近畿高等学校統一用紙 その3 令和5年度改定)

